

令和元年度 第2回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和元年8月27日（火）

10時00分～

場所：藤枝市役所西館5階 第3,4委員会室

所管：藤枝市健康福祉部児童課

議事次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 健康福祉部長挨拶
- 4 出席委員確認及び議事内容確認

5 議事

【協議事項】

- (1) 第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画策定について・・・・・・資料1

【報告事項】

- (1) 幼児教育・保育の無償化啓発チラシの配布について・・・・・・・別紙ちらし
(2) 令和2年度保育園等園児募集について・・・・・・・・・・・別紙冊子
(3) 子育てフェスタの開催について・・・・・・・・・・・別紙ちらし

6 その他

次回：令和元年度 第3回藤枝市子ども・子育て会議

令和元年10月11日（金）10時00分

市役所西館5階 大会議室

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの未来を創る、子どもが未来を創る



子どもの未来を創る

子どもは、決まった未来を歩むのではなく、自身の夢に向かって、一人ひとりが未来を創るもので。子ども一人ひとりが夢や希望を持つためには、子どもの成長を見守るすべての大人が、無限の可能性を支えていくことが必要です。

夢を持つ子どもと、子どもの幸せを願う保護者やその家族の想いが叶うよう、子どもの成長を全力で応援します。

子どもが未来を創る

生まれてくる子どもの健やかな成長は、藤枝の将来への希望となるだけでなく、我が国全体の未来へとつながる希望となります。子どもとその家族が健やかに過ごせる社会をつくることで、子どもが抱く夢や希望を自らの力で叶えられるよう、全力で応援します。

本計画では、「子どもの未来を創る、子どもが未来を創る」の基本理念のもと、これまで推進してきた「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン」に関する取組を評価検証しながら、子どもがすくすくいきいきと育つまち、子どもたちの笑顔がいっぱいのまちを目指します。

また、子育て世代が何代にもわたり多く住む、子育てがしやすいまちを目指します。

2. 基本的な視点

1 子どもの視点【子どもが健やかに成長していくために】

子どもにとっての利益が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

また、子どもたちが夢や希望を持って、自分でやり遂げる力（自立）と思いやりの心を大切に支え合って生きる力（協働）を身につけられる取組を進めます。そのことにより、地域に対する愛着を深め、将来、子どもたちが大人になったとき、本市で子育てしたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めます。

2 親の視点【親が安心して、子育てできるために】

子育ての一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの認識を基本とし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めていきます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、子育てについての責任を果たし、親としての成長を支援していきます。

3 地域の視点【夢と希望を持ち続けられる社会の実現のために】

地域の一人ひとりが「子どもは地域全体で見守り、育てる」との認識を持ち、子どもの健やかな育ちと子育てをさせることの重要性について理解を深め、各々が積極的に役割を果たすことが必要です。

地域の見守り活動等や子育て支援団体などを含む民間活力を活かした子育て支援を通して、女性や高齢者が活躍できる地域づくりを目指します。

3. 施策分野

基本理念である「子どもの未来を創る、子どもが未来を創る」のもと、次の4つの分野と20の基本施策により、計画を推進します。

【分野1】子どもの健やかな育ちの確保

未来ある子どもの健やかな成長のために、乳幼児期における幼児教育や保育の充実を図ります。また、発達に課題をもつ子どもの育ちを支えるとともに、小学就学後の教育環境の充実、安心・安全なまちづくりなどに取り組みます。

さらに、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもの健やかな育ちを見守れる体制づくりを強化します。

対応する施策

- I. 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実
- II. 発達に課題をもつ子どもの育ちの支援
- III. 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり
- IV. 家庭や地域の教育力の向上
- V. 安心・安全なまちづくりの推進

【分野2】育児不安の解消

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭やひとり親家庭などの家庭環境にかかわらず、子育てをしている全ての家庭に対して、きめ細やかに訪問・相談できる体制を整えるなど、保護者が社会から孤立しないよう地域、企業、行政が一体となって子育てが楽しくなる環境づくりに取り組みます。

対応する施策

- I. 地域における子育てサービスの充実
- II. 子育て家庭への訪問支援
- III. ひとり親家庭の自立支援
- IV. 子育てネットワークづくり
- V. 男女共同参画の啓発
- VI. 児童虐待防止対策の充実

【分野3】子育てと仕事の両立支援

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化による多様な保育ニーズに対して、保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量的充実に努めます。また、保育所での一時預かりや病児・病後児保育などの保育サービスの充実に努めるとともに、男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活が両立できる職場環境の改善や、男性に対する家事・育児支援等の推進などに取り組みます。

合わせて、次代を担う親になる可能性がある人に対して、子育てにふれる機会や男女共同参画の考え方を啓発する取組を実施し、本市の未来を担う親育てを推進します。

対応する施策

- I. 乳幼児期の保育の量的充実
- II. 放課後健全育成事業の量的充実
- III. 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実
- IV. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し
- V. 次代の親の育成

【分野4】子どもと親の健康の確保

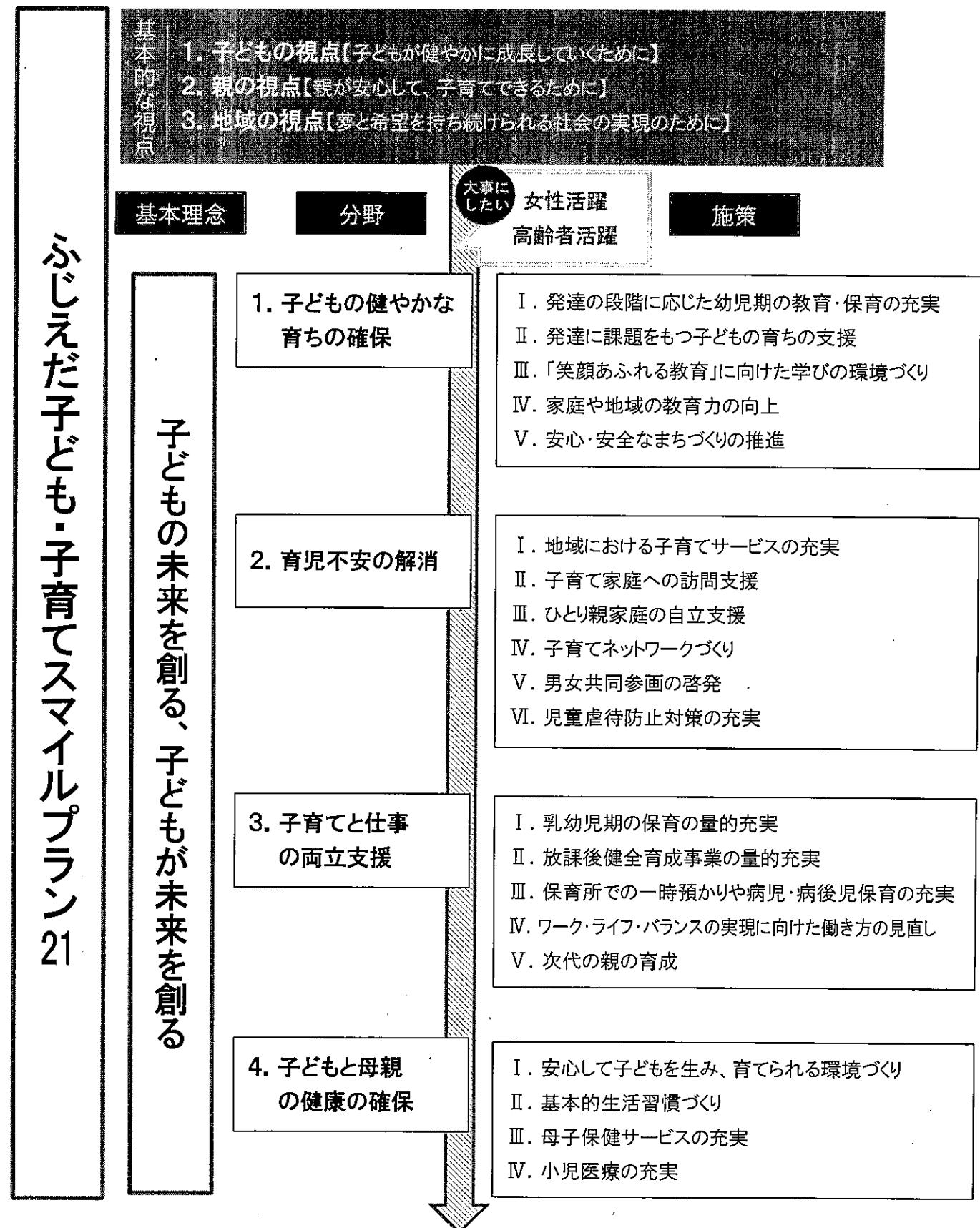
安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と合わせて、妊娠中から産後の切れ目のない支援に努めます。

また、出産を機にライフスタイルが大きく変化することから、子どもだけでなく、その家族の健康も支える取組を進めていきます。

対応する施策

- I. 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり
- II. 基本的生活習慣づくり
- III. 母子保健サービスの充実
- IV. 小児医療の充実

4. 施策体系図



第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画の見直しポイントについて

■施策分野の柱を再編成（5分野⇒4分野）

※これまでの分野5「子育てに関する意識啓発」は他分野でも関連した施策であるため既存分野に再編成を行う。

■重点事業の見直し

①幼児教育・保育環境の向上

これまでの1期計画では、「量」確保の推進により、2年連続（H30年度、H31年度の各4月1日現在）待機児童ゼロを達成した。2期計画では、待機児童ゼロの維持に向けた施設整備による「量」の確保と、そこで働く保育士等の人材確保や働きやすい職場づくりの推進による「質」の向上を図り、保育環境の更なる向上を推進する。

②放課後児童の居場所づくり

児童数減少にも関わらずニーズの高い「放課後児童クラブ」の待機児童解消に向けて、専用施設の計画的な施設整備や学校の余裕教室等の活用、また放課後子ども教室の充実により「量」の確保を進めるとともに、関係機関と連携し、適切な人員確保・配置や研修等により「質」の向上にも努めていく。

③地域子ども・子育て支援事業

「子育てるなら藤枝」推進プロジェクト事業」の新規追加

子育てしやすい環境づくりを更に加速させるため、地域子ども・子育て支援事業として、民間のアイデアやノウハウを活用した子育て支援の力を底上げし、真に「子育てるなら藤枝」の定着に向けた新たなモデル事業を構築する。

【課題・目的】

- 核家族化の進行による子育てサポートの充実
- 子育てへの不安
- 地域における子育て支援の底上げ

＜民間のノウハウやアイデア活用＞

【期待・効果】

- 子育てに対する不安の解消と尊さや幸せの実感
- ママ友や支援団体間のネットワーク構築
- 「子育てるなら藤枝」の更なる醸成
- 女性起業家の活躍

■具体的施策の取組数の増加（再掲含む）・女性や高齢者の活躍を大事にした施策の展開

※事業の見直しを含め、129事業（第1期）⇒135事業（第2期）に増加

※様々な立場での「女性」や「高齢者」の活躍を大事にした施策を展開

□女性活躍の取組例

- ・子育てサークル活動への支援
- ・子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業の充実
- ・託児ボランティアサークルの活用
- ・「子育てるなら藤枝」推進プロジェクト事業の推進
- ・保育士の確保など

□高齢者活躍の取組例

- ・子育てサークル活動への支援
- ・地域防犯活動の推進
- ・託児ボランティアサークルの活用など

※「改正子ども貧困対策法」成立に伴い、解消に資する取組を反映（9事業）

- ①こども食堂の推進
- ②生活支援の推進
- ③就労支援の促進
- ④相談体制の推進
- ⑤母子生活支援施設への措置
- ⑥就学への支援
- ⑦母子父子寡婦福祉資金の貸付相談・受付
- ⑧子ども育成支援事業の実施
- ⑨小児医療受診に対する経済的支援

【ニーズ結果や第1期計画の進捗評価等に対する対応策の整理】

○発達に課題がある児童の増加に対する円滑な対応と拡充

→障害時保育施策「乳幼児育成事業」の推進

○発達に課題を持つ子どもへの継続支援

→発達相談業務の充実

○就学する際に感じる（感じた）コミュニケーションの不安

→プレイパークや他世代交流での読み聞かせ、ピア・サポート活動に加え、ふじえだロボットアカデミー、サイエンスキッズ育成事業など体験・交流の機会により想像力やコミュニケーション力等育成を図る。

○講座や体験活動等の事業継続

→子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や子育てサークル活動への支援

○安全・安心なまちづくり（公園が利用しやすく安心）

→公園や歩道、河川等のインフラ整備と合わせ、児童生徒の見守りを推進（IoT活用）

○地域とのつながりの必要性

→子育て支援センター・ファミリー・サポート・センター事業、おやこ館、スマイルホールの充実を図るとともに、こども食堂の推進や「子育てするなら藤枝」の更なる推進

○緊急時における預かり支援

→育児サポーター派遣事業や養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業による育児支援の充実

○ひとり親家庭の自立支援（経済的負担の軽減）

→生活支援（児童扶養手当、母子家庭等医療費助成等）や就労支援の促進や相談体制の充実

○子育てに関するイベント等による地域との交流

→家庭教育学級や子育てサロン、地区交流センターふれあいまつり、こども食堂等の推進

○男女共同参画の推進（育児休暇の取得に関すること）

→子育てに関する意識啓発や男女共同の地域づくりの推進

○児童虐待防止対策の充実

→子ども家庭総合支援拠点事業の実施や相談員のスキル向上

○乳幼児期の保育の量的充実（フルタイムでの就労増加）

→保育所等の受け皿の確保と保育士の人財確保

○放課後児童クラブの希望者の増加

→計画的な専用施設の整備や小学校余裕教室の活用、指導員の確保と質の向上

○一時預かり事業と病児・病後児保育事業の充実

→一時預かり受入れ体制の充実と病児・病後児保育の拡充

○育児休暇取得割合の増加

→企業への社会的な評価の促進と多様な働き方の啓発の充実

○子育てに対する知識や理解を深める機会

→乳幼児とのふれあい体験学習の推進や家庭教育に関する講座の開催

○子どもと親の健康確保（保健師等の職員対応の良さを実感）

→妊娠期から産後の切れ目ない支援の充実

○基本的な生活習慣づくり（食に対する意識向上、体づくり）

→食に関する学習機会や情報提供、食物アレルギーに関する情報提供、キッズサッカーなど体力づくりの視点に立った指導

○保健サービスの充実（育児や母親自身の体調等についての相談）

→幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の充実

○小児医療の充実（子育て不安の軽減）

→小児医療に係る関係機関との連携強化（小児救急医療電話等）や啓発、小児医療受診に対する経済支援

年 度	方針	課題	実現	実現	
				分野	施策
I. 実現	I. 子育て支援事業にむけた中期計画への活動	1. 勉強の習慣を養成への活動 2. 特別保護事業への活動 3. 幼児教育保護事業への活動	I. 実現の段階に応じた初期期の教育・保育の方策 II. 実現の段階に応じた中期期の教育・保育の方策	1. 早期の児童扶養手当への活動 2. 特別保護事業への活動 3. 幼児教育保護事業への活動	実現
II. 子どもの育ちの支援	1. 教職員の業務実績の充実 2. 子どもの成長過程における実績評定の充実 3. 業務委託会社との連携 4. 珍見への音楽授業 5. 運回支障難門属による訪問	1. 教職員の業務実績の充実 2. 子どもの育ちの支援 3. 教職員の業務委託会社との連携 4. 珍見への音楽授業 5. 運回支障難門属による訪問	III. 学年ごとにむけた中期期の教育・保育の方策 IV. 子どもの育ちの支援	1. 教職員の業務実績の充実 2. 子どもの育ちの支援 3. 教職員の業務委託会社との連携 4. 珍見への音楽授業 5. 運回支障難門属による訪問	実現
III. 「笑顔あふれる教育」「安全なまちづくり」 IV. 子どもの育ちの支援	1. 交通ルールアドバイザーの活用 2. 交通事故防止の推進 3. 公園・河川等の整備 4. ふれあいM市街地の利用促進 5. ふれあい会場等のアフター・セイの推進 6. 地域資源活用等のアフター・セイの推進 7. シンクハーツに対する支援 8. 交通安全の実施 9. 文部省の安全・保健事業 10. 住民の尊厳に触れる精神保健衛生等の推進	1. 交通ルールアドバイザーの活用 2. 交通事故防止の推進 3. 公園・河川等の整備 4. ふれあいM市街地の利用促進 5. ふれあい会場等のアフター・セイの推進 6. 地域資源活用等のアフター・セイの推進 7. シンクハーツに対する支援 8. 交通安全の実施 9. 文部省の安全・保健事業 10. 住民の尊厳に触れる精神保健衛生等の推進	V. 安心・安全なまちづくりの推進 VI. 安心・安全なまちづくりの推進	1. 交通ルールアドバイザーの活用 2. 交通事故防止の推進 3. 公園・河川等の整備 4. ふれあいM市街地の利用促進 5. ふれあい会場等のアフター・セイの推進 6. 地域資源活用等のアフター・セイの推進 7. シンクハーツに対する支援 8. 交通安全の実施 9. 文部省の安全・保健事業 10. 住民の尊厳に触れる精神保健衛生等の推進	新規
V. 安心・安全なまちづくりの推進	1. 子どもの健 康・安全なま ちづくりの推進	1. 子どもの健 康・安全なま ちづくりの推進	V. 安心・安全なまちづくりの推進 VI. 安心・安全なまちづくりの推進	1. 子どもの健 康・安全なま ちづくりの推進	新規
VI. 安心・安全なまちづくりの推進	1. 子どもの健 康・安全なま ちづくりの推進	1. 子どもの健 康・安全なま ちづくりの推進	V. 安心・安全なまちづくりの推進 VI. 安心・安全なまちづくりの推進	1. 子どもの健 康・安全なま ちづくりの推進	新規
2. 育児不安の解消	I. 子育て家庭への訪問 II. 子育て家庭への訪問 III. ひとり親家庭の自立支援 IV. 子育てネットワークづくり	I. 子育て家庭への訪問 II. 子育て家庭への訪問 III. ひとり親家庭の自立支援 IV. 子育てネットワークづくり	2. 育児不安の解消 3. ひとり親家庭の自立支援 4. 子育て家庭への訪問 5. 行動防止活動等による情報発信 6. 子育てコンシェルジによる情報発信	2. 育児不安の解消 3. ひとり親家庭の自立支援 4. 子育て家庭への訪問 5. 行動防止活動等による情報発信 6. 子育てコンシェルジによる情報発信	実現
2. 育児不安の解消	I. 教室への支援 2. 生活支援の促進 3. 相談体制の充実 4. 子育て支援資金制度の充実 5. 労働者子弟教育資金制度の充実 6. 教室への支援	I. 教室への支援 2. 生活支援の促進 3. 相談体制の充実 4. 子育て支援資金制度の充実 5. 労働者子弟教育資金制度の充実 6. 教室への支援	I. 教室への支援 2. 生活支援の促進 3. 相談体制の充実 4. 子育て支援資金制度の充実 5. 労働者子弟教育資金制度の充実 6. 教室への支援	I. 教室への支援 2. 生活支援の促進 3. 相談体制の充実 4. 子育て支援資金制度の充実 5. 労働者子弟教育資金制度の充実 6. 教室への支援	新規
2. 育児不安の解消	I. ひとり親家庭の自立支援 II. 子育て家庭への訪問 III. ひとり親家庭の自立支援 IV. 子育てネットワークづくり	I. ひとり親家庭の自立支援 II. 子育て家庭への訪問 III. ひとり親家庭の自立支援 IV. 子育てネットワークづくり	I. ひとり親家庭の自立支援 II. 子育て家庭への訪問 III. ひとり親家庭の自立支援 IV. 子育てネットワークづくり	I. ひとり親家庭の自立支援 II. 子育て家庭への訪問 III. ひとり親家庭の自立支援 IV. 子育てネットワークづくり	新規

